

令和 8 年度広告付窓口用封筒提供者募集要項

広告付窓口用封筒（以下「封筒」という。）を製作し、本市に無償提供していただける事業者を次のとおり募集します。

1 封筒の種類及び数量

	封筒の種類	使用予定数量
封筒（大）	角形 2 号（240mm×332mm）または A 4 サイズ対応封筒（ふたなし可）	14,000 枚
封筒（小）	角形 5 号（190mm×240mm）または A5 サイズ対応封筒（ふたなし可）	9,000 枚

※使用予定数量はこれまでの使用実績に基づいた使用目安の数量です。

2 封筒の規格

- （１）封筒の材質 再生紙または上質紙
- （２）刷色 任意
- （３）広告掲載枠の規格 各封筒の両面の各面 40%程度（広告数は任意）
- （４）その他 封筒内に広告である旨明記し、市が広告の募集者であるような誤解を受けることがないように配慮すること。また、広告掲載枠以外の部分は市の記載とし、記載内容は市が指定する（市が指定する記載部分の印刷も併せて行うこと）。

3 封筒の設置期間

令和 9 年 6 月 1 日～令和 10 年 5 月 31 日までの 1 年間

4 封筒の設置場所

市民課、税務課、収納課など証明書交付窓口

5 納入時期

封筒の使用期間中、随時納入

6 広告掲載基準

那珂川市広告事業実施要綱（平成 18 年要綱第 23 号の 1）第 4 条及び那珂川市広告掲載基準（平成 18 年基準第 1 号）第 2 条並びに第 3 条に規定する基準を満たすもの

（那珂川市広告事業実施要綱関係）

（広告掲載の範囲）

第 4 条 広告媒体に掲載、掲出又は設置する広告は、市民の生活に関連した

もので、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反し、又は抵触するおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するおそれがあるもの
- (3) 人権侵害となるおそれがあるもの
- (4) 市の公共性、中立性を損なうおそれがあるもの
- (5) 政治性のあるもの
- (6) 宗教性のあるもの
- (7) 意見広告及び名刺広告

(那珂川市広告掲載基準関係)

第2条 次に掲げる業種又は業者の広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条において規定される営業に該当するもの
 - (2) 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第2条において規定される貸金業に該当するもの
 - (3) たばこに関するもの
 - (4) ギャンブルに関するもの（宝くじに係るものを除く。）
 - (5) 法律に定めのない医療類似行為に関するもの
 - (6) 市の指名停止措置を受けている者
 - (7) 市税を滞納している者
 - (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。））
 - (9) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。））が役員となっている者
 - (10) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- （広告内容の基準）

第3条 掲載する広告は、内容、目的が明確で社会的に信用度の高い情報であり、次の各号のいずれにも該当しないものでなければならない。

- (1) 他をひぼう、中傷又は排斥するもの
- (2) 性的感情を著しく刺激するおそれのあるもの
- (3) 犯罪を誘発するおそれのあるもの
- (4) 粗暴性、残虐性を助長するおそれのあるもの
- (5) 非科学的又は迷信に類するもので、公衆を惑わせ、若しくは不安を与えるおそれのあるもの
- (6) 虚偽、誇大又はまぎらわしい表現等により、公衆に誤解又は不利益を与えるおそれのあるもの
- (7) 市又は国等が推奨していると誤解を与えるおそれのあるもの

(8) 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすおそれのあるもの

7 応募資格

応募資格は、次のすべての要件を満たす者とする。

- (1) 広告に関する企画、宣伝、製作等の業務を行っている業者であること。
- (2) 封筒を製作し無償提供することについて、官民又は市内外を問わず誠実に履行した実績があること。
- (3) 那珂川市指名競争入札参加資格者の指名停止等措置要綱（平成 23 年要綱第 9 号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続き又は再生手続きの開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (6) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (7) 那珂川市暴力団排除条例（平成 22 年条例第 15 号）第 2 条第 1 号又は第 2 号の規定に該当する者でないこと。
- (8) その他法令等を遵守すること。

8 応募期間

令和 8 年 8 月 20 日（木）～令和 8 年 9 月 3 日（木） ※当日必着受付まで

9 応募方法

郵送または持参により次の書類を提出すること。

【提出書類】

- (1) 広告付窓口用封筒無償提供申込書（様式第 1 号）
- (2) 会社概要書（任意様式）
- (3) 登記事項証明書または身分証明書（発行から 3 か月以内のもの）
- (4) 関連業務実績が分かるもの（任意様式）
- (5) 広告付窓口用封筒の見本（5 部）
- (6) 広告付窓口用封筒の無償提供に関する提案書（任意様式）
- (7) 誓約書（様式第 2 号）

※提出された書類は、今回の応募内容審査の目的以外には使用しません。

提出された書類は、返却しません。

提出後、応募を辞退する場合は、令和 8 年 9 月 3 日（木）までに「申込辞退届」（様式第 4 号）を提出すること。参加辞退された場合は、提出された書類はすべて返却いたします。なお、参加辞退によって、以後、事業者が不利益な扱いをうけることはありません。

10 選定方法

- (1) 提供者の選定は、提出書類等に基づき、上記7の応募資格をすべて満たしているかの審査により行う。なお、複数の者が当該要件を満たすときは、抽選により一者を提供者として選定する。抽選の方法等詳細は別途案内する。
- (2) 審査内容は、公表しない。
- (3) 審査結果は、文書で通知する。
- (4) 審査結果に対しての異議申立ては、受け付けない。

11 その他注意事項

- (1) 上記10により提供者を選定したときは、市と提供者は速やかに封筒の製作及び無償提供に関する協定を締結する。
- (2) 提供者は、上記(1)の協定締結後に市の承諾を得て封筒を製作する。
- (3) 封筒は、証明書交付窓口にて来庁者が証明書（住民票の写し等）を持ち帰る際に、自由に利用するものであり、本市が利用を促進するものではない。

12 応募書類の提出及び問い合わせ先

〒811-1292

福岡県那珂川市西隈1丁目1番1号

那珂川市市民生活部市民課市民・戸籍担当（担当：重井）

電話 092-953-2211（内線113）